

文学研究科英米文学専攻
博士学位請求論文の申請および審査に関する内規

2021年6月9日改訂

本内規は、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」に基づき、英米文学専攻における博士学位請求論文の申請および審査に関する手続きなどを定めたものである。

第1条（学位の名称）

- 1 項 英語学研究、英文学研究ならびに米文学研究、あるいは関連分野の研究を内容とする学位請求論文を提出して、本塾大学大学院文学研究科英米文学専攻（以下、英米文学専攻という）が組織する審査団による所定の審査を受け、かつ本塾大学大学院文学研究科委員会（以下、文学研究科委員会という）による審査に合格した者に対し「博士（文学）」の学位が授与される。〔第8条参照〕
- 2 項 ここに定める学位は英語の公式名称を“Ph. D. in Literature”という。

第2条（学位申請の資格）

- 1 項 英米文学専攻において第1条に定める学位を申請する者は次の2項および3項に定めるものの内いずれかの資格に該当しなければならない。
- 2 項
 - ①本塾大学大学院文学研究科後期博士課程（以下、後期博士課程という）の必要単位を取得して退学する見込みの者または後期博士課程に入学して6年未満の者。ただし入学後、標準修業年限内に休学または留学をした場合はこの限りでない。
 - ②後期博士課程の必要単位を取得して退学し、①に定める期間内に学位請求論文を提出しなかった者は、いわゆる論文博士（以下、論文博士）として論文を提出する資格を有するが、第6条に定められたいわゆる課程博士としての要件を満たさなくてはならない。
- 3 項 前項に定める資格に該当しない者。〔いわゆる論文博士の資格〕

第3条（博士論文執筆資格審査）

- 1 項 学位申請者は、学位論文提出に先立って、面接による博士論文執筆資格審査（以下、資格審査という）に合格していなくてはならない。
- 2 項
 - ①資格審査は、いわゆる課程博士（以下、課程博士）の場合、第6条に定める審査対象の要件を満たしていない場合でも申請することができる。

②資格審査は、課程博士の場合、後期博士課程に入学して6年未満（ただし入学後、標準修業年限内に休学または留学をした場合はこの限りでない）の任意の時期に受けることが出来るが、後期博士課程在学中に受けることが望ましい。

3 項

①学位申請者は資格審査の時期を指導教員と相談の上決定する。指導教員は、英米文学専攻の他の文学研究科授業担当者に報告して、資格審査の日時を決定する。

②資格審査の審査団は、指導教員の申請により英米文学専攻の文学研究科授業担当者を中心に構成される。

4 項 学位申請者は、審査の資料として、事前に博士論文の草稿 1 章分と文献リスト、および博士論文梗概を提出しなくてはならない。

5 項 資格審査は原則として年2回（1月と7月）に行う。

第4条（学位論文審査の種類）

1 項 課程博士の学位申請者は論文審査および面接審査を受けなければならない。

2 項 論文博士の学位申請者は論文審査、面接審査ならびに面接による学識確認を受けなければならない。

第5条（審査団の構成）

1 項

①第4条に定める審査をおこなう審査団は英米文学専攻の専任教員の協議により構成し、その構成員は次の2項から4項までに定める資格と任務とを有するものとする。

②審査団の構成員は文学研究科委員会の承認を得ることを要する。[第10条1項②③、同条2項①②参照]

2 項

①主査 1 名。主査の資格は英米文学専攻の専任教授で、文学研究科委員会の委員であることを要する。

②主査は、副査および必要に応じて学識確認者を選任し、論文審査等の全般を統括する。

3 項

①副査 2 名以上。副査は必ずしも本条2項①に定める資格を要しない。

②副査は主査を補佐し、論文審査および面接審査をおこなう。

③副査の内 1 名は海外の大学研究者またはこれに相当する者を任ずることができる。ただし、その任務を論文審査に限ることを妨げない。

4 項

①学識確認者 1 名。学識審査の担当者は必ずしも本条2項①に定める資格を要しない。

②学識確認者は学位申請者の学識を面接により確認する。

第6条（課程博士の審査対象および審査申請の要件）

1 項 課程博士の審査対象は、次の2項に定める業績でなければならない。

2 項

- ①「博士（文学）」の学位請求論文1点。
- ②学位請求論文は英語によるものとし、その長さは8万語以内とする。ただし文献表および索引は含まない。8万語を超える場合は、審査団の許可が必要になる。また、英語のアブストラクトを添付することを要する。
- ③学位申請者は学位請求論文の提出時まで、審査制度のある学会誌または学術雑誌に、投稿による学術論文が1点以上掲載されていなくてはならない。その内少なくとも1点は、日本英文学会、日本アメリカ文学会、アメリカ学会、日本英語学会、日本言語学会等の全国規模の学会、あるいはこれに相当する海外の学会もしくは大学・研究所により審査を経て出版されたものであることを要する。また、その内少なくとも1点は英語論文でなければならない。
- ④学位申請者は学位請求論文の提出時まで、学会活動の一環として日本英文学会、日本アメリカ文学会、アメリカ学会、日本英語学会、日本言語学会等の全国規模の学会、あるいは海外の相当する学会もしくは大学・研究所において口頭発表を1回以上おこなっていないといけない。

第7条（論文博士の審査対象および審査申請の要件）

1 項 論文博士の審査対象は、次の2項に定める業績でなければならない。

2 項

- ①審査団および文学研究科委員会が学位請求論文に相当し「博士（文学）」の学位を授与するにふさわしいと特に認める学問的業績。
- ②ここに定める学問的業績は日本語または英語のいずれによるかを問わない。
- ③ここに定める学位は名誉の称号授与に用いてはならない。
- ④学位申請者は学位請求論文もしくはこれに相当する業績の提出時まで、第6条2項③および④の要件を満たしていなければならない。

第8条（研究の範囲）

1 項 第1条1項①に定める各研究は次の2項①から④までに定める範囲でなされたものとする。

2 項

- ①英語学研究は言語学研究を含むものとする。
- ②英文学研究は英国文化研究を含むものとする。
- ③米文学研究は米国文化研究を含むものとする。

- ④関連分野の研究は英国および米国以外の国または領域における英語もしくは英語文学・文化に関する研究を含むものとする。

第9条（学位申請の手続き）

1 項

- ①学位申請者は申請手続をする前に、課程博士の場合は英米文学専攻に所属する指導教授、論文博士の場合は関係する専門分野の英米文学専攻に所属する教授の許可を受けなければならない。
- ②学位申請者は申請手続にあたり、「文学研究科学位請求論文（博士論文）提出要領」に従い、必要な書類等を提出しなければならない。

2 項 学位申請者は文学研究科委員会の承認により受理されることを要する。

3 項 審査団により学位請求論文の部分的加筆および改訂を求められた場合、学位申請者は改訂した論文あるいは正誤表を主査に提出し、主査は審査委員会の承認を得て訂正された論文あるいは正誤表を、審査報告書と併せて文学研究科委員会に提出し、論文審査の可否を審議する文学研究科委員会の席上で、これに先立って訂正についての承認を求めることとする。[第10条3項①②参照]

第10条（審査の手順）

1 項

- ①学位申請者により申請手続の申し出があった場合、英米文学専攻の専任教員は該当申請がこの手引に定める資格および条件に合致するか否かを判定する。
- ②該当申請がこの手引に定める資格および条件に合致する場合、英米文学専攻の専任教員は第5条2項①に定める主査の候補を選任する。
- ③選任された主査の候補は第5条に基づく審査団を内定する。

2 項

- ①審査団は文学研究科委員会の承認により成立する。
- ②審査団が文学研究科委員会の承認を得た場合、主査は書面によりその成立と構成員とを学位申請者に通知する。

3 項

- ①審査団は、学位申請の受理から1年以内に文学研究科委員会に対し審査報告を行う。
- ②学位請求論文の部分的加筆および改訂については、第9条3項の定めにしたがう。③審査団による審査の完了にともない、審査団は学位請求論文の審査を文学研究科委員会の議題とするよう文学研究科委員長に申請する。

4 項

- ①文学研究科委員会の審査にそなえて、主査は所定の形式により学位請求論文の審査要旨を作成し、文学研究科委員長に提出する。
- ②主査は文学研究科委員会の審査結果を、書面により学位申請者に通知する。

- 付則
- ①この手引は平成 10 年度より施行する。
 - ②この手引は必要に応じて改訂することができる。